

# 三者連絡会（教授職員会、琉大労組、琉病労）

## ニュース 第40号 話が違いすぎる！

2009年11月19日 驚きの日刊！

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

琉大労組（内線 2024）

事務局・琉球大学教授職員会（内線 2023）

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉病労（内線 7-2099）

## 月例給引き下げ不遡及をなぜ確約しないのですか？

昨日付のニュース 39号所報のように、11/10の団体交渉で琉大当局は、人事院勧告のうち月例給引下げの不遡及はしないことと、私たちの代償措置要求の一部について、譲歩する回答をしました。私たちは、公式の場での琉大当局の姿勢を評価し、来週投票の過半数代表者選挙に候補者を立てました。

ところが、立候補締切翌日の18日の千原地区説明会で、琉大当局は、月例給引き下げの不遡及について明言しませんでした。また、過去最大級の給与引き下げ案なのに、代償措置について、団交で約束した内容すら説明会では教職員に明言しませんでした。手順の不当な過半数代表者選出に対し、私たちが特別に大幅譲歩して協力した前提を、琉大当局は自ら安易に壊してしまったのです。

ルール違反・約束破りを繰り返す当局の姿勢は容認できません。そこで、**私たちは緊急に下記の要求を本日提出しました。琉大当局が応じなければ、過半数代表者の立候補を取り下げざるを得ません。**

【解説】琉大当局が月例給引き下げ不遡及を決定できないのは、文科省などが人勧完全実施を万一求めたときに対応するためとも言われます。それが事実であるか否かを問わず、大学の姿勢は正当化できません。琉大はじめ国立大学は、労働法制が適用される法人であり、月例給は教職員と大学との契約に基づき、労働の対価として支払われるものです。すでに行った労働に支払われた給与を削減する「不遡及適用」は労働契約の根幹の破壊であり、いかなる名目・形式をとろうとも絶対に受け入れられません。また、日本の法律体系を抜本的に変えない限り、どの官庁も私たちにそれを求める権限を有しません。琉大当局の姿勢は全く弁解できないものであり、私たちに妥協の余地はありません。

2009年11月19日

国立大学法人琉球大学学長 岩政 輝男 殿

琉球大学教授職員会会長

堺 英二郎

国公労琉球大学労働組合委員長

石川 敏文

琉大病院職員労働組合執行委員長 宮良いづみ

要求書

11月10日の団交では、3組合がそれぞれ重視した代償措置要求項目に前向きな回答があり、8月の人勧実施については、月例給引き下げの不利益不遡及はしない決定を18日の説明会にも発表するよう努める趣旨の説明を受けました。このことを受けて、私たち教授職員会・琉大労組・琉病労は、今回の過半数代表者選出は手続上重大な不備がありつつも、協力することとしました。ところが、18日の説明会では、月例給引き下げについては不遡及しないことについても、現時点でできる代償措置についても明言しませんでした。このような対応は、極めて遺憾であり、このままでは、過半数代表者の選出に協力する状態にありません。

そこで、11月18日三者連絡会において対応を協議した結果、下記の要求を決定しました。学長におかれては、上記経緯を十分理解の上誠意を持って私たちの要求に応えるよう求めます。

記

1. 20日に行われる説明会の中で、少なくとも月例給の引き下げについては不遡及しないことを明言すること。
2. 20日に行われる説明会の中で、団体交渉で確認したことも含めて現時点で実現できる代償措置について明言すること。
3. 上記要求について、20日の午前11時半までに回答すること。